

広島市告示 384 号

令和 7 年 7 月 24 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 19 日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第 8 条第 2 項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第 3 項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイレックス高陽店
- (2) 所在地 広島市安佐北区落合五丁目 16 番 7 ほか

2 提出された意見の概要

別紙のとおり。

3 提出された意見書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
- (2) 広島市安佐北区可部四丁目 13 番 13 号
広島市安佐北区市民部区政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和 7 年 7 月 24 日から同年 8 月 24 日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

意見書

提出者の住所	(縦覧に付されて、差し支えなければ町名までお書きください) 広島市安佐北区落合町
提出者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)	(縦覧に付されて、差し支えなければお書きください)
大規模小売店舗の名称	ダイレックス高陽店
大規模小売店舗の所在地	広島市安佐北区落合五丁目 1 6 番 7 ほか
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項	☐ 1 交通関係 ☐ 2 騒音関係 3 廃棄物関係 ☐ 4 その他（街並みづくり等）
意見の内容	駐車場の住宅側に住んでいるものです。 ・道路標識をわかりやすく書いてほしい。（「スピード注意」や「児童が多くいるので」） ・騒音 21：00閉店希望。 ・住宅側の駐車場は出入りが危ないので使用しないでほしい。（過去にもらい事故がありました。車の衝突がありました。） ・夜の照明はひかえて頂きたいです。